
別添5-5 審査書に基づく予測評価書案の変更内容
又は変更しない場合は、その理由

- 1 審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合は、
その理由……………1053

1 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合は、その理由

1.1 横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案についての環境影響評価審査書

神奈川県環境影響評価条例第20条第4項の規定に基づき、平成26年6月に横須賀市に通知された環境影響評価審査書は次のとおりである。

横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案についての環境影響評価審査書

平成 26 年 6 月 4 日

神奈川県知事 黒岩祐治

I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 13 条に基づき、事業者である横須賀市から、平成 25 年 11 月 5 日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

横須賀ごみ処理施設（以下「本件事業」という。）

2 事業者

横須賀市

3 事業の目的

横須賀市は、三浦市と協力してごみ処理の広域化を推進するため、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結し、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することとした。

横須賀市内の既存の可燃ごみ処理施設は、稼動後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の建設が必要となった。

4 事業の内容

主たる事業は、廃棄物処理施設の建設であり、1 日当たりの処理能力約 360 トンの焼却施設及び約 30 トンの不燃ごみ等選別施設を建設するとともに、関連事業として搬入道路の新設及び既存道路の改修を行う。

また、廃棄物処理施設の建設に伴い、約 16.0 ヘクタールの土地の造成工事を行い、隣接する用地に発生土を処分するため、約 7.0 ヘクタールの発生土処分場を建設する。

5 事業実施区域

事業実施区域は、横須賀市長坂五丁目 3878 番地ほかである。また、予測評価書案について周知を図る必要がある地域として事業者が定めた地域は、事業実施区域の周囲 3 キロメートルを包含する字の区域の境界であり、次の表のとおりである。

市町名	字名
横須賀市	(西地区) 芦名一丁目、芦名二丁目、芦名三丁目、荻野、御幸浜、佐島一丁目、佐島二丁目、佐島三丁目、佐島の丘一丁目、佐島の丘二丁目、山科台、子安、秋谷、秋谷一丁目、秋谷二丁目、秋谷三丁目、秋谷四丁目、湘南国際村一丁目、湘南国際村二丁目、湘南国際村三丁目、太田和一丁目、太田和二丁目、太田和三丁目、太田和四丁目、太田和五丁目、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂四丁目、長坂五丁目、武一丁目、武二丁目、武三丁目、武四丁目、武五丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、林四丁目
	(衣笠地区) 阿部倉、衣笠栄町一丁目、衣笠栄町二丁目、衣笠栄町三丁目、衣笠栄町四丁目、衣笠町、金谷一丁目、金谷二丁目、金谷三丁目、公郷町一丁目、公郷町二丁目、公郷町三丁目、公郷町四丁目、公郷町六丁目、小矢部一丁目、小矢部二丁目、小矢部三丁目、小矢部四丁目、森崎二丁目、森崎三丁目、森崎四丁目、森崎五丁目、森崎六丁目、大矢部一丁目、大矢部二丁目、大矢部三丁目、大矢部四丁目、大矢部五丁目、大矢部六丁目、池上一丁目、池上二丁目、池上三丁目、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、平作一丁目、平作二丁目、平作三丁目、平作四丁目、平作五丁目、平作六丁目、平作七丁目、平作八丁目
	(本庁地区) 佐野町一丁目、佐野町二丁目、佐野町三丁目、佐野町四丁目、佐野町五丁目、佐野町六丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、汐見台一丁目、汐見台二丁目、汐見台三丁目、汐入町四丁目、上町三丁目、上町四丁目、鶴が丘一丁目、鶴が丘二丁目、不入斗町一丁目、不入斗町二丁目、不入斗町三丁目、不入斗町四丁目、富士見町三丁目、平和台、望洋台
	(久里浜地区) 岩戸一丁目、岩戸三丁目、岩戸四丁目、岩戸五丁目、佐原一丁目
	(逸見地区) 逸見が丘、山中町、西逸見町二丁目、西逸見町三丁目、東逸見町二丁目、東逸見町三丁目、東逸見町四丁目
	(北下浦地区) 光の丘、長沢五丁目、長沢六丁目、津久井五丁目
	(田浦地区) 長浦町三丁目、田浦泉町
	逗子市
葉山町	木古庭、上山口、下山口

6 事業実施区域及びその周辺の自然環境

事業実施区域は、全体が衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び衣笠・大楠山風致地区に位置し、周辺と一体となった樹林環境が形成されており、レクリエーション資源として、大楠山ハイキングコース（衣笠コース）がある。

特に、事業実施区域北東側には、横浜横須賀道路を挟んで住宅地、農地等が広がっている。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

条例第 20 条第 1 項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成 25 年 11 月 25 日に、条例第 75 条第 3 号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、以降 6 回にわたり審議が行われ、平成 26 年 5 月 23 日に答申があった。

答申では、事業者が行った調査において、事業実施区域内で絶滅危倶種が確認されていることから、追加調査を行うこと等が指摘されている。

2 住民意見について

条例第 17 条第 1 項に基づき、横須賀市に 361 通の意見書が提出された。また、条例第 19 条第 1 項に基づき、平成 26 年 3 月 9 日に横須賀市公郷町で開催した公聴会において、15 人の公述人から意見があった。いずれも、ごみ処理施設への重金属類混入、ごみ焼却による煙突排ガスの影響、ごみ収集車の走行による騒音、施設からの排水による影響など、大気汚染、水質汚濁、騒音等についての環境影響の調査、予測及び評価に関して、事業者に丁寧な説明を求めることなどを内容とする意見であった。

3 関係市町長意見について

条例第 20 条第 2 項に基づき、関係市町長である逗子市長、葉山町長に意見を求めたところ、特に意見がなかった。

III 審査結果

本件事業の予測評価書案について、審査会の答申を踏まえ、条例第 20 条第 3 項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

本件事業は、横須賀市及び三浦市においてごみ処理広域化を行うため、横須賀市内に焼却施設及び不燃ごみ等選別施設を建設し、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することを目的としている。しかしながら、施設稼働後の環境影響を懸念する住民意見が多く寄せられていることなどから、本件事業の実施に当たっては、住民の不安に配慮し、理解を得るよう努めること。

2 個別事項

(1) 大気汚染

ごみ焼却施設の稼働に当たっては、収集したごみに混入する重金属類を分別するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な維持管理を行うこと。また、煙突排ガスについてのモニタリングを継続的に行い、その結果を分かりやすく公表すること。

(2) 植物・動物・生態系

ア 絶滅危惧種のツルギキョウを移植する際は、生育する個体の近辺など、生育に適した場所に移植するとともに、事後調査については、定着状況を確認するために十分な期間を設けること。

イ 事業実施区域内で絶滅危惧種のミゾゴイの鳴き声が確認されていることから、繁殖の可能性や生息状況などについて、情報収集や追加調査を実施し、調査結果を踏まえた追加的な環境保全対策を検討すること。

(3) 温室効果ガス

ごみ焼却施設の発電量について、複数の設備メーカーからのヒアリング結果の平均値を予測に用いているが、各社が算出した発電量を比較すると最大と最小で約1.6倍の幅がある。このため、温室効果ガス排出量の削減効果が異なることから、設備の選定に当たっては、ごみ焼却による発電量と施設の買電量の相殺を含めた選定理由を説明すること。

(4) その他

ア 事業実施区域周辺の住宅等への環境影響を配慮し、事後調査の地点数や調査頻度等について、可能な限り住民要望を取り入れて設定すること。

イ 環境影響予測評価書の作成に当たっては、住民の理解を得るよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現に配慮すること。

1.2 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合は、その理由

審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合は、その理由を次に示す。

表5-5-1(1/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>1 総括事項</p> <p>本件事業は、横須賀市及び三浦市においてごみ処理広域化を行うため、横須賀市内に焼却施設及び不燃ごみ等選別施設を建設し、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することを目的としている。しかしながら、施設稼働後の環境影響を懸念する住民意見が多く寄せられていることなどから、本件事業の実施に当たっては、住民の不安に配慮し、理解を得るよう努めること。</p>	<p>1 総括事項</p> <p>本件事業は、横須賀市及び三浦市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理するため、横須賀市に廃棄物処理施設（焼却施設等）を建設するものです。</p> <p>環境影響予測評価書案に関する内容につきましては、平成25年12月11日に葉山町立上山口小学校、平成25年12月15日に衣笠行政センター及び平成25年12月17日に西行政センターにおいて住民に対する説明会を実施しましたが、施設稼働後の環境影響を懸念する住民意見が寄せられていることを考慮し、本事業の実施に当たっては、住民の不安に配慮し、理解を得るよう努めます。</p>

表5-5-1(2/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>2 個別事項 (1) 大気汚染</p> <p>ごみ焼却施設の稼働に当たっては、収集したごみに混入する重金属類を分別するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な維持管理を行うこと。また、煙突排ガスについてのモニタリングを継続的に行い、その結果を分かりやすく公表すること。</p>	<p>2 個別事項 (1) 大気汚染</p> <p>収集したごみに混入する重金属類の分別に関して、一般家庭から排出される廃棄物については、排出者による分別の徹底が重要であり、併せてゴミの収集を実施する職員等の選別除去による対策が効果的と考えています。</p> <p>市民へのごみの分別に関する周知と啓発の推進、また、ごみ収集職員等への収集に関する教育を実施しています。今後ともこれらの対策を継続的に実施し、金属類等の焼却施設への混入防止の徹底に努めてまいります。</p> <p>また、事業系一般廃棄物は厨芥類が主となり金属類は混入されないこととなっていますが、事業系一般廃棄物の収集許可業者に対する金属混入防止指導の徹底も併せて実施しています。さらに、本市の対策として、焼却施設で抜き打ちによる投入前の廃棄物の展開検査を行う等の監視強化を行っており、これらの対策を引き続き実施していきます。</p> <p>ごみ焼却施設の稼働に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適切な維持管理を行い、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報は公表いたします。</p> <p>また、新たなごみ焼却施設では煙突排ガスの常時モニタリングを行い、モニタリング結果は施設の公害監視板等に示す計画です。なお、煙突排ガス中の重金属類については、現有焼却施設と同様に定期的な測定を行い、その結果は公表いたします。</p>

表5-5-1(3/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(2) 植物・動物・生態系</p> <p>ア 絶滅危惧種のツルギキョウを移植する際は、生育する個体の近辺など、生育に適した場所に移植するとともに、事後調査については、定着状況を確認するために十分な期間を設けること。</p> <p>イ 事業実施区域内で絶滅危惧種のミゾゴイの鳴き声が確認されていることから、繁殖の可能性や生息状況などについて、情報収集や追加調査を実施し、調査結果を踏まえた追加的な環境保全対策を検討すること。</p>	<p>(2) 植物・動物・生態系</p> <p>ア 搬入道路の新設工事及び存在により重要な植物のツルギキョウが消失する可能性があり、やむを得ずツルギキョウが生育している場所を改変する場合は、専門家等と相談しながら移植等の保全措置を行います。</p> <p>移植する場所は、可能な限り残される個体の近くとするなど周辺環境を考慮しながら検討いたします。移植地における定着状況の確認については、移植後5年間続けて行うこととします。</p> <p>イ 平成25年度の現況調査において、廃棄物処理施設区域周辺でミゾゴイの鳴き声が確認されました。</p> <p>鳴き声が確認された場所は、造成工事等を行わない区域であるため工事等による影響は少ないと考えておりますが、本事業の実施区域及びその周辺におけるミゾゴイの生息及び繁殖の可能性等についての情報を収集するために追加調査を実施いたします。</p> <p>また、追加調査の結果は自然保護関係の行政機関や博物館等に情報提供するとともに、専門家等と相談しながら追加的な環境保全措置を検討します。</p>

表5-5-1(4/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(3) 温室効果ガス</p> <p>ごみ焼却施設の発電量について、複数の設備メーカーからのヒアリング結果の平均値を予測に用いているが、各社が算出した発電量を比較すると最大と最小で約1.6倍の幅がある。このため、温室効果ガス排出量の削減効果が異なることから、設備の選定に当たっては、ごみ焼却による発電量と施設を買電量の相殺を含めた選定理由を説明すること。</p>	<p>(3) 温室効果ガス</p> <p>ごみ焼却施設の発電量について、評価書案では複数の設備メーカーからのヒアリング結果の平均値を予測に用いていましたので、評価書において設備メーカーによって温室効果ガスの削減効果が異なることを下記の通り記載します。</p> <p>また、設備の選定において温室効果ガスの排出量も考慮して検討いたします。</p> <p>○ 温室効果ガスの総排出量の算定について「別添 5-2-5 7 温室効果ガス」(P.1033)</p> <p>温室効果ガス排出量の予測で設定したごみ焼却施設の発電量 37,476MWh/年は、表 5-2-5-7-16 に示すとおり、4 社からのヒアリングの結果の平均値である。各社の発電量を比較すると、最大と最小で約 1.6 倍の幅があり、温室効果ガスについて、発電による削減量と焼却等に伴う排出量の差引きで総排出量がプラスになる場合もある。</p> <p>各社の発電量の算定に関しては、「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」(環境省 平成 21 年 3 月[平成 22 年 3 月改定])に基づき実施するよう依頼している。</p> <p>各社へのヒアリングでは、それぞれの施設仕様における熱回収率、蒸気利用率、発電システム効率から算定された結果の発電量としている。</p> <p>各社の廃棄物処理施設の稼働時における温室効果ガスの排出量及び発電に伴う二酸化炭素削減量を算出した結果を表 5-2-5-7-16 に示す。表 5-2-5-7-16 に示すとおり、選定した設備によっては温室効果ガスの総排出量が表 5-2-5-7-15 に記載した数値(-599t-CO₂/年)よりも多い場合や少ない場合があるが、設備の選定において、温室効果ガスの排出量、発電に伴う二酸化炭素削減量及びそれらを相殺した温室効果ガスの総排出量も選定の際に考慮する。</p>

表5-5-1(5/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由						
	表 5-2-5-7-16 廃棄物処理施設稼働時における温室効果ガスの排出量及び削減量の比較 (t-CO ₂ /年)						
		A 社	B 社	C 社	D 社	平均値	
	温室効果ガス 排出量	他人から供給された 電気の使用 (電気使用量 MWh/年)	8,935 (19,257)	7,407 (15,963)	7,374 (15,892)	2,893 (6,235)	6,652 (14,337)
		燃料の消費	363	363	363	363	363
		廃棄物の焼却	9,774	9,774	9,774	9,774	9,774
	計	19,073	17,544	17,511	13,031	16,790	
	二酸化炭素削減量 (発電量 MWh/年)	19,863 (42,808)	17,253 (37,183)	20,197 (43,528)	12,242 (26,384)	17,389 (37,476)	
	温室効果ガス総排出量	-790	291	-2,686	788	-599	
	注) 1. 他人から供給された電気の使用及び二酸化炭素削減量に示す()内の数値は電気の使用量及び発電量(MWh/年)を示す。 2. 温室効果ガス排出量計及び温室効果ガス総排出量については四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。						

表5-5-1(6/6) 審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由

審査書の内容	審査書に基づく環境影響予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(4) その他</p> <p>ア 事業実施区域周辺の住宅等への環境影響を配慮し、事後調査の地点数や調査頻度等について、可能な限り住民要望を取り入れて設定すること。</p> <p>イ 環境影響予測評価書の作成に当たっては、住民の理解を得るよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現に配慮すること。</p>	<p>(4) その他</p> <p>ア 事後調査については、地元協議会と追加の地点や調査頻度、項目等について協議をし、住民要望を取り入れた環境調査を行います。</p> <p>イ 環境影響予測評価書には、審査会へ説明した事項である本施設と煙突高度や処理規模が類似している同種の廃棄物処理施設における環境影響予測評価の結果等を記載することによって、住民の理解を得るよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現となるよう配慮します。</p>